

新型コロナウイルス対応状況チェックリスト(その2)(高齢者福祉施設用)

令和2年5月12日

福島県高齢福祉課

○更なる感染拡大防止対策を目的としてチェックリストの項目等を新たに追加しました。
○感染拡大防止対策が唯一無二の対策であることから、このチェックリストを活用し対策の徹底をお願いします。

(参考 令和2年4月7日付け2生福第192号福島県保健福祉部長通知)

○新型コロナウイルスの侵入を遮断するため施設の取組方針の再徹底

・取組内容の再確認、職員全員への周知・徹底

○新型コロナウイルスの侵入を遮断するための対策の迅速かつ的確な実行

<参考情報:令和2年5月11日付け厚生労働省事務連絡>

☆「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が改訂されました

・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

・高齢者等、重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

・上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

いずれかに該当する場合には、すぐに帰国者・接触者相談センターへ御相談ください。

NO	項目	チェック	確認事項	特記事項
	施設における感染症防止対策、体制整備			
1	感染防止対策の取組の再徹底	☐	感染防止対応マニュアル、国事務連絡、県通知等を全職員に周知徹底している。	
2	職員間の対応	☐	メール等の活用や各職員の休憩時間の調整、また施設内での一定の距離の確保など、職員間の接触をできる限り避けるようにしている。	
3	施設・事業所間の対応	☐	同一敷地内の施設・事業所間の連絡等はできる限りメール等で行い、できる限り往来しないようにしている。	
4	職員の体調不良への早期気づき	☐	熱・味覚・嗅覚など、職員本人が体調不良に早期に気づくことを促し、その場合、電話でのやりとりを行い、休暇をとらせている。	相談・受診の目安から「37.5℃以上の発熱が4日以上」を削除
5	消毒用アルコールの設置	☐	施設入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒の徹底を呼び掛けている。	
6	手すり等の消毒	☐	利用者が日常触れる、手すり等の消毒を徹底している。	
7	衛生用品等の確保	☐	マスク、消毒液、手袋、ゴーグル、ガウン等が確保できている。	
8	集まる機会の制限	☐	レクリエーションなどで多数の利用者が集まる機会を減らしている。	
9	換気の実施	☐	定期的に窓を開け、換気を実施している。	
10	施設内の清掃の実施	☐	施設内をこまめに清掃している。	
11	廃棄物の処理	☐	廃棄物(使用済みのティッシュペーパーやマスク等)は、直接触れないようにして適切に処理している。	
12	イベントの中止	☐	外部の者も参加するイベント等を中止している。	
13	保健所等の連絡先	☐	感染が疑われる者が発生した場合の連絡先を把握している。(保健所等、帰国者・接触者相談センター、市町村、県等)また、連絡先を職員が分かる場所に掲示している。	
14	発生時の対応協議	☐	今回の新型コロナ対策として、配置医師、看護師、協力医療機関と感染症発生時の対応を協議している。	
15	発生時の受診先	☐	感染症発生時の受診医療機関が決められている。	
追加1	相談・受診の目安改訂に伴う対応	☐	「37.5℃以上の発熱が4日以上」という目安が削除され、新たな目安が設定されたことを理解し、新たな対応方針を設定している。 (例:熱、体調・症状等)	
追加2	記録作成の準備	☐	接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を作成している。	

NO	項目	チェック	確認事項	特記事項
職員への対応				
16	マスクの着用	☐	施設内でのマスク着用を徹底している。	
17	消毒用アルコール	☐	施設に入る際や介護時に消毒用アルコールを徹底している。	
18	うがい、手洗い等	☐	うがい、手洗い、咳エチケット等を徹底している。	
19	健康管理の徹底	☐	各自、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には、出勤を行わないことを徹底している(体温基準は施設で設定)。 同居する家族に発熱等の症状がある場合には、管理者に報告し指示を受けることを徹底している。	内容一部追記
20	通勤手段	☐	できる限り公共交通機関を避けることや時差出勤を奨励している。	
21	会議等への出席の見合わせ	☐	不要不急の会議等への出席を見合わせている。	
22	県外等の外出	☐	県外等に行く場合は、管理者に伝達し、了承を得ている(行き先、交通機関等)。	
23	人混みへの外出	☐	不要不急の人混みへの外出は行わないようにしている。	
来所者、委託業者等への対応				
24	マスクの着用	☐	施設内でのマスク着用を徹底している。	
25	消毒用アルコール	☐	施設入口やトイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒を徹底している。	
26	うがい、手洗い等	☐	うがい、手洗い、咳エチケット等を徹底している。	
27	面会等の制限	☐	緊急、やむを得ない場合を除き、面会を制限している。	
28	面会時の検温	☐	施設入口で体温を計測し、発熱が認められる場合は、面会を断っている。	
29	来所者への周知	☐	不要不急の来所を遠慮していただくよう、周知している。	
30	委託業者への対応	☐	物品の受渡しは玄関などの限られた場所とし、施設内に立ち入る場合は、検温し発熱が認められる場合は入館を禁止している。	
31	ボランティア等の対応	☐	実習生、ボランティア等の受入れを延期または休止している。	
32	施設内に入出りした者への対応	☐	出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について記録している。	
利用者への対応				
33	受診の目安等の理解	☐	症状が出た場合の対応を理解している。(相談・受診の目安に該当する場合は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に連絡し指示をうける。)	内容一部修正
34	感染防止	☐	感染が疑われる場合は、手洗いやうがい等、状況に応じたマスク着用などを徹底し、感染防止に努めている	
35	日々の健康管理の徹底	☐	健康状況を把握するため、毎日検温を行い、発熱等がある場合は、個室に移すなど必要な対応を行っている。	
36	デイ利用者等の対応	☐	デイサービスや短期入所などを併設している場合、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が体温を測定し、発熱が認められる場合は、利用を断ったり受診を勧めている。	
		☐	利用者を迎えに行く前に送迎車内を消毒し、送迎する職員の消毒、検温、マスク着用を徹底している。また、利用者宅での利用者の再検温を行っている。	
37	人混みへの外出自粛	☐	不要不急の人混みへの外出の自粛を促している。	